

# 第1章 総論

## 第1節 計画の背景

---

### 1 計画の中間評価・見直しの目的

国では、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことを目的として、平成17年6月に食育基本法が制定されました。平成18年3月には、同法に基づく食育推進基本計画が策定され、その後5年ごとに計画が改定されています。令和3年3月に「第4次食育推進基本計画」が策定され、現在推進が図られています。

「第4次食育推進基本計画」では、3つの重点事項「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進」を柱に、SDGsの考え方を踏まえた食育の推進が図られています。

県においても、令和3年3月に「第4次長崎県食育推進計画」を策定し、県民の「健康で文化的な生活・豊かで活力のある社会の実現」を目指した食育の推進が図られています。

本市におきましても、令和2年3月に「第3次島原市食育推進計画」を策定し、「食」を通して、家庭・地域・学校・行政・その他の関係機関がつながり、子どもから高齢者まですべての市民が健全な食生活を自ら実践し、生涯にわたって生き生きと生活できる豊かな暮らしを実現することを目指して計画を推進してきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行により、外出の自粛や在宅時間の増加など、取り巻く環境が変化しております。また、接触機会低減のためのオンラインの活用等、日常生活と新型コロナウイルス感染症対策を両立していくための「新しい生活様式」の実践が求められています。

このような情勢の変化に伴い、令和4年度に中間評価を行い、計画の進捗状況を確認するとともに、計画推進のための対策や取り組み内容について見直しを行いました。令和6年度の最終年度に向けて、子どもから高齢者まですべての市民が健全な食生活を自ら実践し、生涯にわたって生き生きと生活できる豊かな暮らしの実現を目指し、計画に取り組んでいきます。

## 2 国や県の動向

### (1) 国の動向

#### 食育の環と3つの重点事項

国では、令和3年3月に「第4次食育推進基本計画」を策定し、3つの重点事項を柱に※SDGsの考え方を踏まえ、食育を総合的かつ計画的に推進しています。

図表 3つの重点事項

重点事項	内容
生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進	国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、妊産婦や、乳幼児から高齢者に至るまで、多様な暮らしに対応し、家庭、学校・保育所等、地域の各段階において、切れ目なく、生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進します。
持続可能な食を支える食育の推進	健全な食生活の基盤として持続可能な環境が不可欠であり、食育においても食を支える環境の持続に資する取組を推進することが重要です。 そのため、「食と環境との調和」「農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化」「和食文化の保護・継承」を通じて、持続可能な食を支える食育を推進します。
「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進	※「新たな日常」においても食育を着実に実施するとともに、より多くの国民が主体的、効果的に食育を実践できるよう、※ICT等のデジタル技術を有効活用する等により、食育を推進します。

※については用語集（75ページ）に記載しています。

## (2) 県の動向

### 県民の健康で文化的な生活・豊かで活力のある社会の実現

県では、令和3年3月に「第4次長崎県食育推進計画」を策定し、県民の「健康で文化的な生活・豊かで活力のある社会の実現」を目標に4つの方向性に沿い、それぞれの施策を展開しています。

また、多様な関係者と連携・協働して食育推進の基盤を強化し、食育活動をさらなる県民運動として展開しています。

図表 目指す方向性と施策の展開

方向性	施策	取り組み
感謝の気持ち (いただきます) を育むための 食育	食の楽しさの実感	・＊共食や調理実習等を通じた普及
	食に対する感謝	・農漁業体験、生産者との交流等を通じた普及 ・＊食品ロス削減に向けた取組の普及
健康長寿につ ながる食育	基本的な食習慣の 習得	・健康長寿を目指す啓発 ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の啓発 ・野菜摂取を心がける食事の啓発 ・＊口腔機能の重要性の啓発
	若い世代への望ま しい食習慣の啓発	・朝食欠食の減少に向けた啓発
食に関する理 解を深めるた めの食育	食の安全・安心に 関する理解促進	・正しい情報の提供と＊リスクコミュニケーション の推進
	環境に配慮した 食生活	・＊食品廃棄物の発生抑制と＊食品リサイクル促進
	災害に備えた食育	・平時における取組の普及
長崎県の特色 ある食文化の 継承	郷土料理や＊地産 地消への関心	・学校での教科や給食を通じた普及 ・地域における伝承や体験を通じた普及 ・イベント等を通じた県産食品や郷土料理の普及

＊については用語集（75～78ページ）に記載しています。

### 3 第3次島原市食育推進計画の中間評価の結果

本市では、令和2年3月に「第3次島原市食育推進計画」を策定し、令和4年度に中間評価を行いました。

#### 第3次島原市食育推進計画の中間評価では、約4割が改善

- 食育推進計画の全20項目の評価結果は、「A 目標を達成できた」7項目(35%)、「B 目標は達成できなかったが改善傾向にある」0項目(0%)、「C 変わらない」7項目(35%)、「D 改善がみられず達成できなかった」6項目(30%)となっています。
- 「A 目標を達成できた」の主なものは、「\*生活習慣病予防のために行動を実践している人の増加」「食事の前に手洗いをする市民の増加」「地産地消に取り組む市民の増加」などでした。
- 「B 目標は達成できなかったが改善傾向にある」ものは、ありませんでした。
- 「C 変わらない」の主なものは、「食育に関心のある人の増加」「家庭で郷土料理を作る人の増加」「小学生・中学生・市民の「朝食を毎日食べる人」の増加」などでした。
- 「D 改善がみられず達成できなかった」の主なものは、「食育の取り組み活動に参加する人の増加」「学校・保育所・認定こども園での料理体験の増加」「食品ロス削減について作りすぎない人の増加」などでした。
- 8つの施策ごとの目標改善割合は、「施策4 ライフステージやライフスタイルに応じた食育の推進」や「施策6 食の安全・安心のための食育の推進」の全項目で改善がみられ、「施策7 生産者と消費者の交流の促進と地産地消の推進」で約6割の項目で改善がみられました。一方、「施策1 地域・学校・行政・その他の関係機関における食育の推進」や「施策2 郷土料理や地域の食文化の継承」、「施策3 生活習慣病予防のための食育の推進」、「施策5 食の循環や環境に配慮した食育の推進」、「施策8 共食の推進」の改善項目は3割以下となっており、令和6年度の最終年度に向けて、取り組みを強化する必要があります。

図表 第3次島原市食育推進計画の中間評価結果

評価区分（策定時の値と現状値を比較）	該当項目数（割合）
A 目標を達成できた	7項目（35%）
B 目標は達成できなかったが改善傾向にある	0項目（0%）
C 変わらない*	7項目（35%）
D 改善がみられず達成できなかった	6項目（30%）
合計	20項目

\*策定時と現状値で\*有意差検定(有意水準5%)を行い、有意差なしを「C 変わらない」とする

※については用語集(76・78ページ)に記載しています。

## 第3次島原市食育推進計画の中間評価結果

施策	数値目標項目	策定時 (R1)	中間目標 (R4)	現状値 (R4)	達成度	
1	食育に関心のある人の増加	74.9%	85%以上	73.3%	C	
	食育の取り組み活動に参加する人の増加	13.2%	15%以上	2.4%	D	
2	家庭で郷土料理を作る人の増加	75.1%	77%以上	75.7%	C	
3	生活習慣病予防のために行動を実践している人の増加	65.0%	70%以上	92.8%	A	
	小学5年生の「朝食を毎日食べる」人の増加	90.4%	92%以上	88.9%	C	
	中学2年生の「朝食を毎日食べる」人の増加	88.4%	92%以上	85.8%	C	
	市民の「朝食を毎日食べる」人の増加	84.0%	87%以上	81.2%	C	
4	朝食の摂取についての情報を提供する	—	3回以上	10回	A	
5	学校・保育所・認定子ども園での野菜等の栽培体験活動の実施の増加	83.0%	86%以上	97.6%	A	
	学校・保育所・認定子ども園での料理体験の増加	85.4%	87%以上	43.9%	D	
	食品ロス削減について「作りすぎない」人の増加	75.6%	78%以上	44.6%	D	
	食品ロス削減について「野菜の廃棄を少なくする工夫」に取り組む人の増加	62.9%	66%以上	27.8%	D	
6	アレルギー表示を確認する人の増加	12.9%	15%以上	16.3%	A	
	食事の前に手洗いをする市民の増加	66.9%	70%以上	79.5%	A	
7	生産者と消費者の交流に関心がある市民の増加	27.9%	30%以上	66.2%	A	
	学校給食における県産品の使用重量割合の増加	73.3%	75%以上	74.6%	C	
	地産地消に取り組む市民の増加	52.2%	55%以上	82.8%	A	
8	1週間当たりの朝食と夕食の共食の回数 の増加	小学生	10.2回	11回以上	10.2回	C
		中学生	11.0回	11.5回以上	9.3回	D
	週に10回以上共食の機会がある市民の増加	58.7%	62%以上	49.0%	D	

資料：食育に関する意識調査  
 保育所・認定子ども園・学校の食育の推進に関する状況調査  
 第3次島原市食育推進計画の進捗状況調査（庁内）

## 第2節 計画の位置付けと計画期間

### 1 計画の位置付け

本計画は「第7次島原市市勢振興計画」における基本目標4 健康で自立と生きがいを支えるまちづくりの個別計画にあたります。

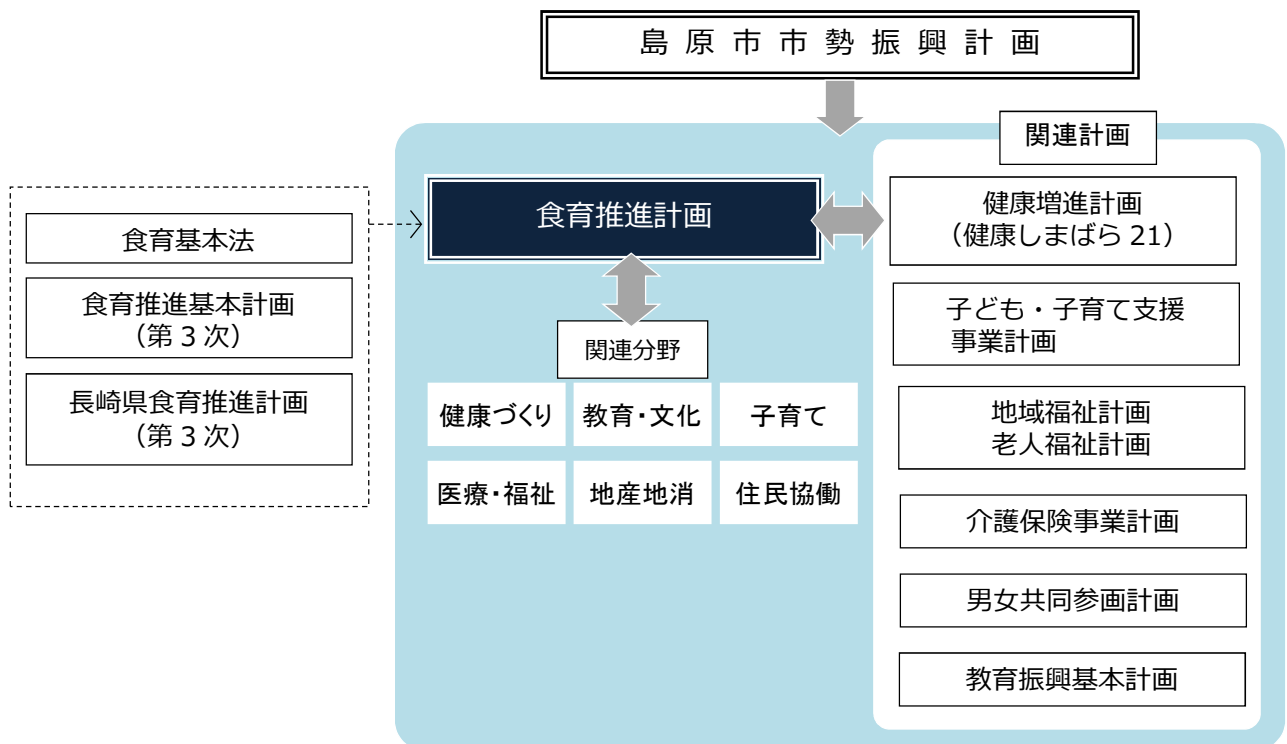
また、食育基本法第18条第1項に基づき、市町村が食育の推進に関する施策について定める「市町村食育推進計画」に位置付けられるものです。

さらに、「健康増進法」など関連する法制度と本市の各個別計画との整合を図って策定する計画です。

#### 【食育基本法 第18条第1項】

市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

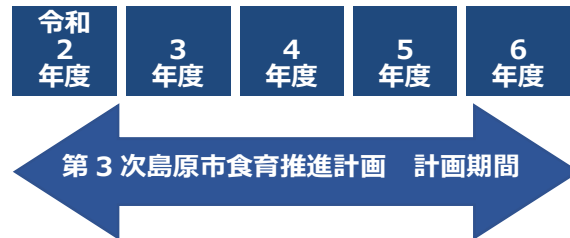
図表 計画の位置付け



## 2 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。  
また、情勢の変化に応じて見直しを行うこととします。

図表 計画期間



## 3 計画の進行管理と評価

計画を推進するためには、市民一人ひとりが「食」に関心を持ち、自分の心身の健康のために「食」を選択できるよう、地域・学校・行政・その他の関係機関が協力、連携して取り組む必要があります。

そこで、本計画の事業の実施状況や施策の進捗状況については、市民や関係機関、団体等の代表者で組織されている「島原市食育推進会議」に報告し、計画期間における食育の推進にかかる事業の進行管理を行います。

また、最終年である令和6年度に最終評価を実施するとともに、「第4次島原市食育推進計画」を策定します。

## 第3節 島原市のめざす食育の推進

### 1 基本理念

豊かな自然の恵みを生かす、元気で楽しい食のまち、しまばら

本市は、県内でも有数の農水産物の生産を誇ります。その豊かな自然の恵みを生かしながら、市民の心身の健康増進に寄与する食生活の実現を目指し、また、「食」を通じた人々の交流、地域振興により、市民が元気に、地域がより活性化して、楽しく暮らせることを目指し「豊かな自然の恵みを生かす、元気で楽しい食のまち、しまばら」を基本理念に掲げ、食育の推進を図ります。

### 2 基本方針



#### 生涯食育社会の構築

市民一人ひとりが食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を図ります。

また、個人を取り巻く地域・学校・行政・その他の関係機関のつながりを強化し、食育を市民運動として展開します。



#### 孫に伝えよう！郷土の料理、家庭の味

地域の伝統や食文化を、親から子・孫の世代へ継承し、食文化の発展への取り組みを推進します。



#### バランスの良い食事で生活習慣病予防

生活習慣病を予防するため、「主食・主菜・副菜」を基本とした食事のバランスについての知識を普及し、家庭での実践を促し、\*健康寿命の延伸を目指します。



#### ライフステージやライフスタイルに応じた食育の推進

ライフステージに応じて妊娠期から高齢期まで切れ目のない食育を推進し、また、世帯構成や社会環境の変化に伴うライフスタイルに応じた食育の推進を図ります。



#### ぐるりとなぐ「食育の環」生産から食卓までの一貫した食育体験活動の充実

食農体験や農林漁業体験等様々な「食」に関する体験を通して、食に対する感謝の念や理解を深めます。また、「食品ロス」を削減する取り組みを推進します。



#### 増幅しよう食の安全・安心への意識

食に関する情報が氾濫する中で、市民一人ひとりが適切な情報を入手できるよう、食の安全・安心に関する情報提供の充実を図ります。



#### 海の幸、山の幸、しまばらの食を広めよう

生産者と消費者の交流を促進し、島原の豊富な農水産物及び加工品への理解を深め、地産地消と消費拡大を図ります。



#### にっこりと食卓を囲んで家庭の団らん

家族と一緒に食卓を囲む「共食」を推進するとともに、保護者の食育に対する意識の向上を図り、家庭での食育の推進を図ります。

※については用語集（75 ページ）に記載しています。



### 3 計画の体系

#### 基本理念

“豊かな自然の恵みを生かす、元気で楽しい食のまち、しまばら”

#### 基本方針

- ① 生涯食育社会の構築
- ② 孫に伝えよう！郷土の料理、家庭の味
- ③ バランスの良い食事で生活習慣病予防
- ④ ライフステージやライフスタイルに応じた食育の推進
- ⑤ ぐるりつつなく「食育の環」生産から食卓までの一貫した食育体験活動の充実
- ⑥ 増幅しよう食の安全・安心への意識
- ⑦ 海の幸、山の幸、しまばらの食を広めよう
- ⑧ にっこりと食卓を囲んで家庭の団らん

#### 基本施策

##### 施策 1

地域・学校・行政・その他の関係機関における食育の推進

##### 施策 2

郷土料理や地域の食文化の継承

##### 施策 3

生活習慣病予防のための食育の推進

##### 施策 4

ライフステージやライフスタイルに応じた食育の推進

##### 施策 5

食の循環や環境に配慮した食育の推進

##### 施策 6

食の安全・安心のための食育の推進

##### 施策 7

生産者と消費者の交流の促進と地産地消の推進

##### 施策 8

共食の推進

#### 具体的な取り組み

- ◆食育の普及啓発
- ◆食育に関するイベントや講座の開催
- ◆食育推進の体制整備

- ◆郷土料理教室の開催
- ◆給食等における郷土料理の提供
- ◆地域間交流の促進

- ◆生活習慣病予防の知識の普及・啓発
- ◆小児期からの肥満予防対策の推進
- ◆朝食摂取率の向上
- ◆歯周疾患の予防

- ◆家庭(個人)での食育の推進
- ◆地域・学校・行政・その他の関係機関における取り組み支援

- ◆食育体験活動の機会提供
- ◆「食品ロス」削減に向けた啓発

- ◆食の安全・安心に関する情報の提供
- ◆食中毒予防の行動実践の啓発と情報提供

- ◆生産者と消費者の交流機会の提供
- ◆地産地消の推進

- ◆家庭での共食の推進
- ◆地域における共食機会の提供

「新たな日常」に対応した食育の推進